

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和61年11月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月15日から62年1月1日まで

昭和61年11月15日から平成19年5月31日までA社に継続して勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を保管しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が保管する給与明細書、B社から提出された給与台帳及び同社の回答から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B社から提出された「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（副本）」（以下「資格取得届」という。）により、事業主は、昭和61年12月10日に申立人を含む社員23人が同年11月15日に被保険者資格を取得した旨を社会保険事務所に届出し、この後、同年12月23日に社員39人について同様の届出を行い、62年1月10日には、代表取締役を含む二人が同年1月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を行っていることが確認でき、各資格取得届については、管轄社会保険事務所の受付印によ

り、61年12月10日、同年12月24日及び62年1月12日にそれぞれ受理されていることが確認できるとともに、このうち事業主が最後に届け出た資格取得届のみに同年2月4日付けで資格取得の確認及び標準報酬の決定通知の日付印が押されていることが確認できる。

さらに、上記の資格取得届において、各届出に係る全ての被保険者の「資格取得年月日」欄の日付が二重線で抹線処理された上に、赤色の『62.1.1』の日付印及び(確)印とともに、新規適用印が押されていることが確認できること、当該訂正処理について、日本年金機構C事務センター及び管轄年金事務所では、「関係資料が無く、被保険者の資格取得日を訂正した理由等は不明である。」と回答しているものの、訂正処理後の資格取得日は、事業主が届出した代表取締役の資格取得日と同日の昭和62年1月1日とされていることから、当該訂正処理は、全ての被保険者の資格取得日を同一日とするために行われたものと推認できるが、かかる処理は資格取得届における被保険者の資格取得日を訂正する理由とは認め難く、ほかに訂正処理を行う合理的な理由も見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、厚生年金保険に加入したことを理由として昭和61年11月分の国民年金保険料を62年2月3日に還付決定されているとともに、申立人の妻は、61年11月15日に国民年金第3号被保険者に該当したことを理由として同年11月分及び同年12月分の国民年金保険料を62年2月24日に還付決定されていることが確認できること、管轄年金事務所では、「関係資料等が無く、国民年金保険料還付の経緯等は不明である。」と回答しているものの、社会保険事務所が厚生年金保険と国民年金との重複加入等の状況を確認しないまま被保険者からの請求に基づき国民年金保険料を還付するとは通常の事務処理では考え難いことから、当時、管轄社会保険事務所では、A社の資格取得届に基づき、申立人が、61年11月15日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨を確認した上で、申立人及びその妻に対する国民年金保険料の還付手続を行ったものと考えられる。

一方、事業所名簿及びオンライン記録により、A社は、昭和62年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間は適用事業所でないことが確認できるが、商業・法人登記簿謄本により、同社は、59年11月5日に設立されていることが確認できるとともに、雇用保険の被保険者記録により、オンライン記録において申立人と同日の62年1月1日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者15人全員が、61年11月15日に同社における雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和61年11月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、資格取得届において確認できる訂正前の標準報酬月額から判断すると、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、57万5,000円とされているところ、当該標準賞与額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録（3万5,000円）とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を57万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 16 日

年金記録を確認したところ、平成 20 年 6 月 16 日にA社から支払を受けた賞与について、標準賞与額が当時の支給額よりも低額な記録となっている。同社では、申立期間当時、厚生年金保険料を過少に納付したことから、その後、年金事務所に対して訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料については、時効により納付できなかったとしている。

しかし、厚生年金保険料は、支払を受けた賞与に見合う額が控除されていたので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額は、オンライン記録によると、当初、3万5,000円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 8 月 10 日に訂正処理（57万5,000円）されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた

標準賞与額となっている。

しかしながら、申立人が保管する賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する賞与額（57万5,000円）の支払を受け、当該賞与に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、57万5,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出したこと、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 23 日から 4 年 7 月 23 日まで

申立期間は、A社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、A社では正社員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する平成 4 年度市民税・県民税納税通知書及び預金通帳の入出金記録並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の関係資料が無く、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。」と回答している。

また、申立人が当時の同僚として名前を挙げた者 3 人のうち、個人の特定ができた二人に照会したところ、唯一回答が得られた同僚は、「申立人はB業担当の正社員として勤務していた。私は厚生年金保険に加入していなかったが、申立人及び他の社員が厚生年金保険に加入していたか否かは分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得られなかった上、オンライン記録により、当該同僚は、A社における厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できるとともに、申立人が姓のみを記憶している同僚に該当する厚生年金保険被保険者の名前も見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立期間において、A社における厚生年金

保険被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた12人（上記の同僚を除く。）に照会したところ、回答が得られた8人全員が、「申立人はB業担当の正社員として勤務していたが、申立人の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述しており、このうち一人は、「申立期間当時、本人の希望等により厚生年金保険に加入していない者がいた。」と供述している上、商業・法人登記簿謄本により、当時のC職であったことが確認できる者は、「B業担当社員の入れ替わりが激しかったので、入社後、3か月から6か月は試用期間として厚生年金保険に加入させていなかった期間がある。また、本人の希望により同保険に加入しない者もいた。厚生年金保険に加入していない社員の給与から保険料を控除することはなかった。」と当時の状況について具体的に供述している。

加えて、上記同僚のうち複数の同僚は、「B業担当として常時勤務していたD社員は4人から6人ぐらいであった。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立期間における月別の被保険者数をみると、一人から二人で推移していることが確認できることから、A社では、D社員について、一律的に全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったものと推認できる。

その上、雇用保険の被保険者記録において、申立人のA社における被保険者記録は確認できない上、申立人が保管する平成4年度市民税・県民税納税通知書の「社会保険控除」欄に『0』と記載されていることから、申立人は、平成3年1月から同年12月までの厚生年金保険料を含む社会保険料を給与収入から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 9 月中旬から同年 11 月上旬まで
② 昭和 33 年 4 月から同年 11 月上旬まで

申立期間①及び②について、A社に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていた覚えがあるので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録によると、A社は、昭和 33 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時の事業主は既に死亡している上、申立人及び複数の同僚が社会保険事務を担当していたとする者も既に死亡していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、被保険者名簿及びオンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 33 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者 13 人のうち、生存及び所在が確認できた同僚 4 人に照会したところ、二人から回答を得られたものの、二人とも申立人のことを覚えていないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、前述の回答が得られた二人のうち一人は、「申立期間①において当該事業所に勤務していた。」と供述しているものの、厚生年金保険の適用

状況及び同保険料の控除についての記憶はない。

- 2 申立期間②について、被保険者名簿及びオンライン記録によると、A社は、前述のとおり、昭和33年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち同年4月は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、前述のとおり、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②当時の事業主は既に死亡している上、申立人及び複数の同僚が社会保険事務を担当していたとする者も既に死亡していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、前述の同僚4人及び申立人が名前を挙げた同僚二人の合計6人に照会したところ、回答が得られた3人のうち1人は、「厚生年金保険には全員が加入していたわけではない。」と供述しており、当該同僚自身が記憶する当該事業所における勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間とに相違が認められる上、同人が名前を挙げた同僚一人及び申立人が、申立期間②当時勤務していたとして名前を挙げた同僚4人（前述の同僚二人を含む。）についても、申立期間②当時、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

加えて、当該事業所の被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において整理番号に欠番が無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立期間①及び②において、申立人が給与から控除されていたと主張する厚生年金保険料又は社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料及び失業保険料）は、申立人が主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料又は社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料及び失業保険料）とは大きく相違している。

また、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。